慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	トランスナショナル研究アプローチの再考 : 現代ドイツの難民保護の事例検討から
Sub Title	Rethinking of a transnational research approach : a case study of the modern German refugee protection
Author	昔農, 英明(Sekino, Hideaki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2012
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.17 (2012. 7) ,p.110- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20120700-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

トランスナショナル研究アプローチの再考

―現代ドイツの難民保護の事例検討から―

Rethinking of a Transnational Research Approach
-A Case Study of the Modern German Refugee Protection-

昔農　英明

１．はじめに―問題の所在

ここ20年のなかで、日本における社会学の有力な領域分野の一つとして、国際社会学と呼ばれる研究領域が大きく発展するようになった。国際社会学とは、モダニティ研究、移民研究、世界都市研究、グローバリゼーション研究などの影響を受けつつ展開してきた学問領域であり（塩原 2010）、国民国家・社会の枠組みにとらわれず、国際社会における社会・行為関係を社会学的に分析することを目指している（梶田 2002: 1-26）。従来社会学は、伝統的に国民国家や国民社会をその分析の単位としてきたが、現代社会においては、そうした枠組みでは捉えられない諸事象が増大し、そのために国際社会学の分析視座が必要とされたのであった（梶田 2002: 1-26）。そのような国際社会学的な研究領域において注目されている研究アプローチの一つに、トランスナショナル（脱国家・超国家）な研究視点がある[1)]。このアプローチをどのように捉えるかは論者によって多様であるが、本稿では以下の二つの論点を問題としたい。

第一に、国民国家の主権は制約されているとする論点である。すなわち国民国家という主体は、今日のグローバル化の中で唯一の政治的意思決定を行いうるアクターではなく、多国籍企業、国内外の市民社会の諸組織、欧州連合などの超国家機関などの影響により国民国家の意思決定は制約を受けるようになったとする議論である（Soysal 1994; Sassen 1996＝1999; Beck 2000＝2005; Delanty2000＝2004; Urry2000＝2006）。こうしたアクターが国民国家に対して移民・難民の権利保護を行うよう圧力を加えることで、移民・難民は、国民国家の正式な構成員でなくても、その権利が保障されるようになったとされる[2)]。

それと密接に関連する第二の論点は、国境を越えて移動する移民・難民は、これまでの国民国家の成員資格とその帰属意識とが同一だとする「ネーションフッド（nationhood）」の論理を相対化し、移民・難民は、出身国と受け入れ国にまたがる越境的な空間の創出に寄与し、彼らは公式なナショナル・アイデンティティとは異なる、新たな複合的アイデンティティを形成していると主張するものがある（川上 2001; 田嶋 2003; 広田 2003）。

以上のような視点は、国民国家における境界を画定するうえで自明であった「方法論的なナショナリズム」の限界を指摘し、ナショナルな枠組みを超えた「トランスナショナリズム（transnationalism）」の分析視座を見出すことで、国民国家を相対化することに寄与するものと

昔農英明「トランスナショナル研究アプローチの再考―現代ドイツの難民保護の事例検討から―」
『三田社会学』第 17 号（2012 年 7 月）110-123 頁

なった（Beck 2000＝2005; Urry 2000＝2006）。

しかしながら、こうした視点に対してはさまざまな批判点が挙げられている。第一に、トランスナショナル化ないしはグローバル化に関わる具体的な機能と実践は、トランスナショナルな場ではなく、あくまでもナショナルな場を通じてしか、具体的には現出しないという点である（伊豫谷 2002; 樽本 2007）。トランスナショナルな現象は、今日においてもナショナルな法的、制度的な制約を受けざるをえない現実を、今一度直視する必要がある。

第二に、そのナショナルな場においては、グローバル化により人の自由移動が促進された反面、国民国家はそうした人の移動を取り締まろうと国境の開閉をより厳密に行うようになったために、保護が受けられる移民・難民とそうではない移民・難民との権利格差が拡大するという問題が発生している。近年、国民国家は、グローバル資本や労働集約性の高い労働力などの流入に対しては、国民国家の境界を開放するようになってきたが、他方で、治安対策の観点から、テロや犯罪組織の流入に対してだけではなく、不法移民、難民などに対しても国民国家の境界を閉じたものとする方針を掲げており、とりわけそうした領域で「再ナショナル化」の様相を強めている（小井土 2003; 塩原 2005; 樽本 2007）。国民国家は、不法移民や難民の流入を水際で食い止めるか、入ってきた場合には、それを国外へ排出する、ないしは入国を認めつつも社会的に排除するという出入国・内国管理を厳格に行うようになってきている。国民国家における境界をめぐる問題は、その境界の相対化に寄与するトランスナショナルな行為主体の影響力が増しているにもかかわらず、より深刻な問題となっている現実があることを看過することはできない。

このようにトランスナショナルな現象をより慎重に評価しようとする指摘がある一方で、現在拡大しているとされる非対称的な権利保護の実態がいかなるものであるのか、保護の側面と管理の側面がどのように交錯しているのが、日本においては個別事例に基づいて明らかにされているわけでは必ずしもない。そのため本稿は、トランスナショナルな研究視点を批判的に評価している論者の議論を具体的事例によって補完することを試みる。事例としては、ドイツのキリスト教会の教区市民が実践している難民保護活動である「教会アジール（Kirchenasyl）」を検討する。本論文では、この教会アジールを対象にして 2006 年から 2009 年にかけてドイツで行った現地調査により得られたデータ（教会関係者への聞き取り、教会関係者が所有する資料）と二次文献に依拠して議論を展開する。

以下２では、ドイツの教区市民による難民保護が大きく発展するようになった経緯を説明する。３では、教区市民の難民保護が、国家の側の介入によりどのような影響を受けているのかを検討する。４では、３での議論に基づいて、ジークムント・バウマン（Zygmund Bauman）のグローバリゼーションに関する論考を参照しながら考察を行い、結論につなげる。

２．市民の難民保護活動としての教会アジール

現代ドイツの難民保護は、ナチズムによりもたらされた戦禍を教訓として、政治的な迫害を

受けた個人に庇護の請求権を認める基本法（憲法）の庇護権規定（1949 年）が成立した中でスタートした。難民保護は、当初は冷戦レジームの影響のもと、共産圏出身の難民を受け入れるという点で問題なく機能していたものの、1970 年代以降大きな転機を迎えることになった。難民申請者の多くは、ドイツでの豊かな生活を求めて、庇護制度を利用して入国する「経済難民」であるとみなされ、国家は難民申請の多くを「迫害を受けていない」ケースであるとして却下した。さらに 1980 年代以降、難民申請者に対する審査時間は簡素化、短縮化され、「明らかに迫害を受けていない」と判断される難民は、その申請が却下され、出身国に強制送還されるケースが増加した（昔農 2010: 73）。

こうした制限政策の実施により苦境に立たされる難民が増えるようになった。例えば、ある難民は、基本法上の政治的な被迫害者とは認定されないものの、出身国に送還されることで、身体・生命に危険のおよぶ可能性のある場合がある。そのため難民審査では、政治的な被迫害者であるかどうかが審査されると同時に、政治的被迫害者に該当しなくても、人道的観点から保護する必要があるのかも審査される。ところが難民受け入れの制限政策が実施されることで、政治的被迫害者にはあたらないものの、人道的、国際法上の観点から保護を行うことが必要とされる難民が、強制送還されるケースが多々見られるようになった。これは例えば、当該諸国において紛争が終結し、和平協定が結ばれて一般的に「安全な国」となった場合には、個々の難民が置かれた状況とは無関係に、当該国家への難民の送還が可能であると考えられるようになったからである（昔農 2010: 73）。

教会の人々は、このような保護が不可欠な難民の強制送還を阻止するために、1980 年代以降、「教会アジール」と呼ばれる活動を盛んに行うようになった（Just 2003: 142-145）。教会アジールとは、教会の教区市民が中世に存在していた教会アジールの理念を、現代社会に適合するように組み替えて実施した保護活動であった。中世の時代、キリスト教会は世俗権力の介入を拒絶する自律的な権力を有しており、そうした空間を侵犯することは、教会からの破門を意味していた。このような宗教的タブーゾーンとして機能していた教会空間は、今日においては、自律的な権力を有することも、また神聖不可侵な空間であるとも言い難い。ただし今日でも、力ずくで教会空間に立ち入らないことは市民社会の不文律として機能していることにより、中世の教会の伝統を再利用する形で難民を保護することが可能となった（昔農 2010: 73-75）。

教会関係者は、保護を行っている間、教会が独自に入手した難民に関する情報をもとに行政関係者と難民の法的滞在資格を求めて交渉を行う。国家の行う難民保護においては、しばしば難民の出身国との外交関係が考慮に入れられて、迫害の有無が判断される場合があるとされ、これにより難民保護が正しく行われないことがある。これに対して、教会は外交関係のために生じるバイアスを抜きにして、世界中にある教会ネットワークから情報を手に入れることができ、国家の難民保護とは異なる結論に至ることがしばしばある[3)]。

こうした教会関係者の尽力により、難民に対して出された国家の強制送還の判断が覆されて、難民は合法的にドイツに滞在できるようになる。このことは、冒頭で触れたトランスナショナ

ルな研究視点に沿って言えば、教会という非国家的な組織が、庇護を付与するかどうかを独占的に決定できる国家の主権的機能に制約を加えているのだと指摘することもできるだろう。

しかしながら、これは保護の結果という一断面を一瞥したうえでの結論にすぎず、非国家的なアクターによる難民保護の分析・評価としては不十分なものである。むしろ教会アジールという保護の過程を見てみると、難民保護においては、非国家的なアクターが国家の主権を制約するという評価にとどまらない、両義的な側面を確認することができる。

３．難民保護に見られる両義的な側面

（１）「耐えがたい空間」としての教会アジール

２で検討したように、教会空間は平和領域であり、市民社会のタブーゾーンであったが、教会空間での保護は、難民にとって決して居心地の良いものではなく、むしろ息も詰まる監獄のような耐えがたい所であった。

例えば、筆者がザクセン州のライプチヒ市で調査した教会アジールのケースにおいては、自治体の対応はきわめて厳しいものであった。この教会アジールのケースでは、セルビア共和国コソヴォ自治州出身のアルバニア系家族が複数の教会コミュニティにおいて、2004 年 4 月から約 2 年間保護されたが、保護の間、学校に行くことも、屋外で遊ぶこともかなわなかった。彼らは、基本的に教会コミュニティの所有する建物の中で、週 1 回教会の関係者に勉強の面倒を見てもらった以外には、テレビを見たり、パソコンをいじることしかできなかった[4)]。さらに子どもたちは、これまで普通に暮らしていた自分たちが、なぜ「教会アジール」という形で保護を受けなければならないのかという不条理も感じていた。

このライプチヒのケースと同じ時期に行われたチューリンゲン州のエアフルトの教会アジールにおいても、保護された難民は、教会での保護はきわめて耐えがたいものであったことを吐露している。エアフルトのケースでは、福音主義教会の牧師が、国外退去を命ぜられた難民を 2005 年 8 月からおよそ 2 年にわたり教会空間においてかくまった[5)]。4 人家族は、小さな台所と一部屋だけの 15 平方メートルの広さの空間の中で、2 年弱にわたって暮らすことを余儀なくされた。難民家族のうち、子供の 1 人はドイツで生まれており、両親の出身国とは、縁もゆかりもなかった。難民は、1994 年に先進国に来れば自由と人権が享受できるとドイツにやってきたにもかかわらず、国外退去を迫られることになり、教会で保護を受けることを余儀なくされた。この難民は、自分たちが教会アジールにおいて保護されなければならない状況を「非人間的」であるとも言ったとされる（Spiegel Online, 25.05.2006）。

このように難民が教会アジールの空間をきわめて耐えがたい所であると感じるのは、そうしたアジールの空間は、外部社会から遮断された特殊な規律空間だからである。アーヴィング・ゴッフマン（Erving Goffman）は、アジール（アサイラム）を「全制的施設」と名付けた。全制的施設とは、ゴッフマンによれば、相当期間にわたって外部社会から遮断され、閉鎖的で形式的に管理された生活を送る場所であると定義される。そこでは、収容者と被収容者の二つの

集団のそれぞれ内部に生起する、典型的な役割分化が見られると同時に、被収容者は外部社会において認められる諸権利の多くを剥奪され、自己の無力化と従属的かつ懇願的役割が付与されることを経験する（Goffman 1961＝1984: 42-43）。

ゴッフマンの言うアジールの定義とその説明に見られるように、教会アジールの空間を含むアジールの空間では、被収容者は外部社会から遮断され、自己の無力化、役割の剥奪を強いられる不自由を経験する。教会アジールでは、難民は極小の空間に閉じ込められ、他者の支援に依存せざるをえず、そうした状態は、長期間にわたるものである[6)]。それゆえアジールの空間においては、個人が感じる心理的な負担を軽減するために、レクリエーションの果たす役割が重要となる（Goffman 1961＝1984: 71-72）。

教会アジールにおいても、教会関係者や難民は、ポジティヴな気持ちを維持するためにさまざまな催し物を実施した。例えばクルド難民は、教会関係者や地域の支援住民にクルド料理をふるまうことで、その主体的な役割を果たした[7)]。レクリエーションは、保護を受ける他者という受動的な役割を一時的にでも相対化するものであり、それは「儀礼的役割転倒（ritual role reversal）」（Goffman 1961＝1984: 103）というようなものであった。

このように教会アジールにおいては、ポジティヴな側面が見られるにもかかわらず、そこには限界がある。教会関係者は、もとより好き好んで教会アジールを実施しているわけではないし、難民も好きで教会アジールにおいて保護を受けているわけではない。バイエルン州のギルヒングで教会アジールを実施した経験がある牧師は、望ましいのは国家によるアジールであり、保護のためにやむをえず行った教会アジールの空間は、監獄のような所とならざるをえないと指摘した（Specht 1995: 91-92）。あるクルド人難民も、教会アジールのことを「親しい間柄における監獄」と例えたというように（Ökumenische Bundesarbeitsgemeinschaft Asyl in der Kirche 2004: 94-95）、教会アジールの空間は、保護の空間と監獄という二面的な特性を持たざるをえなかったのである。

（2）警察の介入

ところで難民がこのような心理的な負担を強いられるのは、狭い空間に長期間にわたり閉じ込められ、自己の無力化を強いられたためであったほかに、さらに重要な理由があった。難民は、教会空間の中で保護されているといっても、もしかしたら警察が実力で介入し、自分たちを連れ出して、出身国に強制的に送還するかもしれないという不安と常に向き合わざるをえなかったからである。

先述のように、教会空間は市民社会のタブーゾーンであるとされた。すなわち教会の部外者は教会関係者の許可なく、教会空間に立ち入ることは容易ではなかった。しかしながら、それは外部からの介入が全くないということではなく、むしろ教会空間は、常日頃、警察などの外部の介入にさらされていた。バイエルン州のギルヒングで教会アジールを実践した助祭は、教会をたびたび訪れた警察関係者は、その口調は穏やかだったとはいえ、実際のところ教会に難

民を引き渡すよう圧力を加えたという（Bullinger 1995：76）。そして、近々警察が教会空間に大量に投入されて、強制的に難民家族を連れ出すという情報があらゆる筋から教会のもとに届けられるようになり、教会関係者はわずか4週間で保護を断念することにした（Weidinger 1995: 132）。このケースにみられるように、国家の側は直接的ではなく、間接的な形で教会に介入することによって、教会アジールを中断させたのである[8)]。

（3）「兵糧攻め」にされる教会アジール

以上のように、国家の側は教会に対して間接的介入を行ったほかにも、教会の難民保護が限界に達するまであえて放置しておく「兵糧攻め（Aushungerung）」にする場合もあった。これまでに検討してきた教会アジールのケースでは、牧師自身か州教会が自治体と交渉することができた。その一方で、行政との交渉の余地がほとんどない、あるいは全くないようなケースもある。特に超保守のキリスト教社会同盟が政権を握るバイエルン州で行われる教会アジールでは、教会アジールが兵糧攻めにされる場合がある。前出のH氏は、その点について次のように指摘した。

> 例えばバイエルンでさえ、教会アジールは暴力的に中断されたのではありませんでしたが、国家の側は、実際上教会の代表者と何も話し合いを行わずに、ただこう言ったのです。「あなた方が、自分たちには教会があるというのなら、どうぞあなた方が望むだけ長くとどまってもらって結構です。（省略）我々は全く何もしません。しかしながら、もし難民が教会の外に出てきたのであれば、彼らは拘束されることになるでしょう」と。（略）教会は兵糧攻めにされて、身動きが取れないことになるのです。

外国人の権利保護に対してきわめて消極的であるバイエルン州においてさえも、教会アジールが実施されることがあるものの、同州の教会アジールは、とりわけ困難な状況に陥ることが多い。同州のアウグスブルク市の教会が、トルコ出身のアッシリア人家族に対して実施した教会アジールでは、教会は難民家族を1995年の4月から保護したが、その保護は2000年2月までの実に5年にもわたり、これまでドイツで実施されてきた教会アジールの中で、最も長く続いた教会アジールであった。難民家族のうち、娘は結婚を機に教会から離れることができたが、その両親は5年間ずっと教会にとどまることを強いられ、兵糧攻めにされたのであった。この両親は最終的に第三国へと国外脱出したことで、5 年間にもおよぶ教会アジールは終了した。このように兵糧攻めにされた難民は、行政との交渉の余地がなく、滞在許可を取得する望みがほとんどない状態で、教会空間の中で気も遠くなるような神経戦を強いられたのである。

（4）「強制されたトランスナショナリティ」

以上のように国家・警察は、教会空間という市民社会のタブーゾーンをある程度尊重せざる

をえないため、教会への直接的な介入を行うことはまれであるものの、間接的に介入することで、難民保護を中断させようとしたのであった。これによって難民は教会の保護を受けつつも、国家の介入により、気の休まることはなかったのである。それゆえ教会空間は、監獄のような場所となった。さらに言えば、以下で見るように、国家の側の間接的介入によって、難民が否定的なアイデンティティを持つことにつながる可能性のある側面が見られた。

先述したライプチヒ市の難民家族のケースでは、2004 年の時点で、難民申請のために家族がドイツに入国してから、すでに 10 年以上が経過していた。この間にドイツで四男が生まれて、6 人の子どもたち全員が人生の大半をドイツで過ごしてきた。それぞれがドイツ語を流ちょうに話し、学校にも通い、そこで多くの友人を得てきた。彼らは特別な事情をもつ難民というよりも、実質的には普通のドイツ市民であった。これに対してドイツ政府は、彼らを市民として認めることはなかった。彼らは難民申請を却下され、人道的な理由によりドイツでの滞在が一時的に認められたに過ぎないのであり、出身国の政治情勢が好転した場合には、政府は難民に対して彼らのもともとの出身国に帰国するように求めたのである。したがって家族は、長年ドイツに居住してきたことによりドイツでの居住が認められることはなかった。難民でなければ普通に生活できたはずであるにもかかわらず、難民であるがゆえに、このような不条理な思いをせざるをえなかった。難民、とくにドイツで育った難民の子どもたちは、教会空間に長期に留め置かれる中で、現在、生活の本拠となっているドイツではなく、自分とは縁もゆかりもないような「出身国」とつながりを持つように暗に要求されたのである。

この家族の経験からだけでも、トランスナショナル研究アプローチは大きな問題点を包含していることが示唆される。従来の研究アプローチが指摘するトランスナショナル・アイデンティティとは、国民国家の構成員の帰属意識とは異なる新たな関係性の中で生み出された移民の肯定的なアイデンティティとして捉えられる傾向にある。しかし本稿の難民家族の場合には、彼らは、現在の生活の本拠であるドイツではなく、もともとの出身地域であるコソヴォに目を向けるように強要され、結果として、ドイツとコソヴォとにまたがるトランスナショナルなつながりを持つことを強いられた。これは、トランスナショナルな現象は、ポジティヴな現象をもたらすだけではなく、きわめてネガティヴな感情も生み出すことを示唆している。さらに、従来のトランスナショナルな研究アプローチからすれば、トランスナショナリズムとは、その関係性が国民国家の枠組みを問い直すものであるとされるが、本稿の難民保護の事例が示すのは、むしろ国民国家がトランスナショナルな現象を促進しようという逆転現象が発生している点にある。難民家族は、コソヴォから逃げ出してドイツにやってきて、ドイツを新たな故郷とし、そこで統合されようとしているにもかかわらず、国家の側は、随時、教会空間に介入し、難民家族の強制送還を宣告することにより、縁もゆかりもない「故郷」とされるコソヴォにつながりを持つことを強制しようとした。難民は、国家の送還促進政策により、結果として、ドイツとコソヴォとの間において、国境を越えたトランスナショナルな関係を保持するように強いられたのであった。

こうした否定的なアイデンティティを形成するトランスナショナルな現象は、本稿では検討の対象にはならなかった出身国に実際に送還された難民の多くにも当てはまる点である。例えばエラナ・ジルバーグ（Elana Zilberg）は、アメリカ合衆国に居住し、そこを自分の「故郷」であると感じていたエルサルバドル出身の移民が、強制送還政策が実施されることにより、もはや実質的なつながりをもたない「故郷」において、どのようなアイデンティティ変化を経験するのかを分析したが、ジルバーグは、その分析の結果、強制送還された移民はアメリカとエルサルバドルとの間に否定的な感情を抱くことを明らかにした（Zilberg2004）。ジルバーグは、もはや実質的なつながりを持たず、彼らにとって「故郷」ではない場所に強制的に送還されることに対しての若者のナラティヴには、領域とアイデンティティとが一致するという国民国家の原理原則を越えた心理的状況が投影されていると指摘しており、これを「強制されたトランスナショナリティ（forced transnationality）」であるとしている[9)]。

強制送還の危機に立たされた難民は、しばしば本人の自由意思に反して国境を越えた関係を保持することを強制される。トランスナショナルな現象は国民国家の主権に制約を与えるというような一面的な事象では決してなく、国民国家もまたトランスナショナルな現象を規定するものであり、両者は相互に影響を与えるものであると指摘することができるだろう。

４.「グローバル・エリート」と「ローカル化された人々」

ここまでの検討から、たしかに教会アジールは、送還の危機に立たされた人々を保護し、彼らの諸権利を守ることに寄与しているとはいえ、その保護はきわめて過酷なものであることがわかる。またこの中で生じるトランスナショナリティは、「強制されたトランスナショナリティ」である可能性が高く、それはきわめてネガティヴな感情を含んだもので、受け入れ国で育った難民の子供のアイデンティティ形成には暗い影を落とす可能性のあることが懸念される。

近年、移民・難民の諸権利は、国際人権レジームなどが実効性を有することにより保障されるようになってきていると論じられる傾向にあるが、教会アジールの事例検討を通じて見えてくる難民の権利保護の実態はきわめて深刻である。難民がこのような状況に陥るのは、ジークムント・バウマンが言うように、グローバル化の中では、国民国家の境界を自由に行き来することができる人々がいる一方で、そうした自由な行き来ができない人々が多数おり、両者の間において、こうした格差が拡大しているからである。教会アジールにおいて保護される難民の実情を見ればわかるように、現代世界においては、越境的移動をしている人々が多数いるものの、そうした人々の移動はしばしばきわめて不本意な強制的移動であったり、そのような強制的移動の中で、境界と境界の狭間に押し込められたり、本人は必ずしも望んでいないような「強制されたトランスナショナリティ」を経験する人々が多数存在している。

本文冒頭で指摘したトランスナショナルな研究アプローチは、たしかに国民国家の枠組みを越えようとする人々の動態を適格に把握し、国民国家の境界を相対化することに寄与してきた。移民の中には、国民国家の境界を容易に越えて、社会的ネットワークを形成し、もはや国民国

家によらずともその生活基盤を確固たるものにしている人々もいる。その中でナショナルなアイデンティティとは異なるトランスナショナルなアイデンティティが生み出されている。しかしながら他方で、教会アジールにおいて保護される難民のように、国民国家における境界がいまだ存在するからこそ、その生が翻弄され、拘束される人々もおり、当人が本拠として生活をしたいと考える地をしばしば追い出されることが生じる。財や資本、人の移動がますます増加することになるグローバル化の中で、自由に世界を行き来することができる人々と、逆にローカルな場に押しとどめられる人々との間の格差がますます拡大しているのである。

国民国家の境界をものともしない人々を象徴するような存在であるのが、投資家、科学技術者、多国籍企業のビジネスマンであり、彼らは、まさしくバウマンが言うような「グローバル・エリート」にほかならない。バウマンによれば、グローバル・エリートは自らの居場所を自由に選択できるし、自らが何者であるのかを自由に選びとり、消費することができる（Baumann 2001＝2008: 87）。これとは対照的なのが、難民のようなローカル化された人々、すなわち、ローカルな空間に閉じ込められる、もしくは当人の自由意思に基づかないような強制的移動を強いられる人々である。バウマンは、難民などローカル化された人々のことを次のように言い当てる（Bauman 1998＝2010: 33-34）。

> エリートの新しい超領域性が、酔うほどに魅力的な自由を感じさせているとすれば、残された人びとの領域性は、ますます本拠地にいる気分ではなく、刑務所にいるような気分を感じさせる。他人が移動する自由を享受する光景を見せつけられるために、いっそう屈辱的である。これは、単に「留め置かれている」状況、つまり、自分の心の望むままに移動することができず、より魅力的な場所への接近を阻まれ、刺すような敗北の気配を発し、不完全な人間性を表わし、人生がもたらすはずの輝きの分配で欺かれるということだけを意味するのではない。剥奪はさらに深刻である。高速度の新世界における「地域」は、情報が必ずその伝達役の身体とともに移動していた時代の地域とは異なる。なぜなら、地域も地域の人びとも、「地域共同体」と多くを共有していないからである。

もはや個人化する現代においては、国家や社会は個々人の抱えるさまざまな問題を公的問題として解決しようとするのではなく、自助努力、自己責任、問題を抱える主体自身にその解決の努力を押し付けようとする（Bauman 2000＝2001）。そうした中では、グローバル・エリートなどの自己統治能力のある人々が有する自由と、ローカル化された人々の不自由との歴然たる格差は拡大していく。その格差は、グローバル・エリートがローカル化された人々に対して有している自由移動ができる優越性においてだけではなく、「秩序の守護者」である国民国家に対する優越性においても広がる（Bauman 1998＝2010：175）。

> 新しいグローバルなエリートは、秩序の守護者に対して、それだけ莫大な優越性を満喫し

ている。秩序はローカルであるが、エリートと彼らが従う自由市場の法は超ローカルである。ローカルな秩序の管理人があまりに出しゃばりで不愉快な場合には、いつでもグローバルな法に訴えかけて、ローカルな秩序の概念とローカルなゲームの規則を変更させることができる。

このように多国籍企業や投資家などのグローバル・エリートは、仮に国家により自らの権利が侵害されたとするならば、あらゆる手段を講じて対抗することができる。国家がグローバル・エリートにとって有利な諸条件を提示したり、引き出したりすることを拒絶するなどした場合には、グローバルな法に訴えたり、もしくはグローバル・エリートはそうした国家にとどまる必然性を失うがゆえに資本を引き揚げて他国へ移ってしまうことができる。国民国家の経済主権は、投資家や多国籍企業の動向に依存せざるをえなくなり、もはや自律性はない（Beck 2000＝2005）。これに対して難民などローカルな場所に閉じ込められる人々の権利状況は、グローバル・エリートと比べれば、ほぼ無権利状態に等しい。教会アジールで保護される難民は、ナショナルな合法的保護も、国際的な人権レジームによる法的保護の手段も得られないがゆえに、最後の手段として、教会アジールにおいて不法な形で保護されることを強いられた。彼らは、狭くて息苦しくなるような教会空間というローカルな場所に留め置かれざるをえなかった。

しかしながら、そもそも、ローカル化されて、不自由を強いられるのは、教会アジールの難民だけではない。難民が発生するその流出国を見れば、多くは国外に脱出することができず、国内避難民という状況を強いられる。彼らは国境を超えていないがゆえに、難民条約上の難民ではないが、実質的にはそれと変わりはない。もしくは多くの難民は豊かな先進国への庇護を求めることができず、出身国周辺の貧しい近隣諸国において保護されることになる。第三世界の難民は故郷への帰還や新天地での再定住の展望もない中、孤立した難民キャンプで生存ぎりぎりの援助物資で生きながらえる「貯蔵された難民たち」という状況を生きざるをえない（Castles and Miller 2000＝2010: 242-252）。こうした人々の数は推計値の域を出ないが、例えば国内避難民だけでも 2006 年に総計 2450 万人もいるとされる。他方で EU 加盟 15 カ国に移動することができた難民はわずか 18 万人しかいない（Castles and Miller 2000＝2010: 251）。しかもそのうちで、ヨーロッパで難民の法的地位を得られる者はごく少数である。難民申請者の大多数は、申請を却下されて出身国に送還されるか、もしくは国内に一時的に滞在が許されるにすぎない。難民は難民流出国であろうが、受け入れ国であろうが、社会から隔絶されて、身動きが取れず、社会参加を封じ込められた状態にある。もしくは出身国からの強制移動、受け入れ国からの強制送還という不本意な移動をしばしば強いられる。こうしてみると難民が置かれる状況は、移動する先々においてまさに監獄にいるような状況であろう。難民が直面する状況は、西澤晃彦が論じているような、野宿者の生きられる空間の特質が「檻のない牢獄」となる状況と酷似したものである（西澤 2010: 34）。

近年のトランスナショナルな研究アプローチは、移民は国民国家を超えた越境的な空間を形

成し、国民国家のナショナル・アイデンティティによらない、彼ら独自のアイデンティティを形成しているとした。そうした中で、国民国家の統合の境界、物理的な国境線は相対化されると言われる。しかしながら現状は両義的である。難民は、受け入れ国にも出身国にも居場所をもたない追放・排除されてしかるべき存在であるとみなされ、たとえ彼らのための居場所があったとしても、そこは教会アジールという国民社会からすれば隔絶された特殊な空間にとどまる限界がある。しかも難民は、縁もゆかりもない「出身国」に戻るよう圧力をくわえられて、出身国と国境を越えた紐帯を持つことを強要されるという「強制されたトランスナショナリティ」という事象に向き合わざるをえない。彼らにはグローバル・エリートと違って、自分の居場所がない、もしくは居場所がかろうじてあったとしてもそれを自分で選びとることができないのである。

５．おわりに

本稿の検討から、これまでのトランスナショナル研究アプローチが示してきたトランスナショナルな側面には二つの面が見られることが確認できる。一つは非国家的なアクターが国家の決定に制約を課すということと、国家を超えた自由な移動と比較的自由意思に基づいたトランスナショナルなアイデンティティが形成されるというプロセスである。しかしもう一方では、移民・難民の不本意な移動と強制的な国家を超えたアイデンティティの形成につながるプロセスがあり、それは国家によって成立している。したがって国境を越えた関係性は国家を規制するばかりではなく、逆に国家もまた国境を越えた関係性を生み出しており、この相互作用の中で難民の保護がゆがめられるというマイナスの面が立ち現われている。

この国家と超国家との関係に見られる相互作用については、すでにウルリヒ・ベックも指摘しているものの、ベックの場合には、本論のように双方のアクターによる相互作用の負の側面に焦点をあわせるのではなく、むしろその相互作用に積極的な意義を見出そうとしている。すなわちベックは、国家は超国家機構を国家に対立するものとして捉えるのではなく、むしろ超国家的な諸制度との連携を図りながら、一国的にコントロールすることが不可能である新自由主義経済の生み出す諸問題などを民主的に制御していくべきだと主張している。ベックはトランスナショナルな市民的連帯は現状では萌芽的ではあるとするものの、それがもつ潜在力を積極的に評価しており、国家は欧州連合などの超国家的な組織や、人権保護などを訴えるグローバルな市民社会との競合・協同関係を構築していくことが、グローバル化する世界において国家が進むべき方向性であると論じた（Beck2000＝2005）。このようにベックは国家と超国家的なアクターの相互浸透性に積極的な意義を見出そうとしている。

しかしながら国家と超国家の影響力が相互に浸透するという過程において、こと移民・難民の権利保護に関して言えば、当然、その保護は単線的に発展するのではなく、むしろ保護と管理の両局面の再編が生み出されることにつながる。本稿の事例において示されたように、グローバルに広がる市民的な連帯と国家の利害と相互作用の結果生じていることは、保護の側面と

管理の側面が複雑に交錯する中で、自由移動のできる人々がいる一方で、閉じ込められた人々が多く産出されていることである。もちろんベックはこうした問題点を認識してはいるものの、それを具体的に考察・分析するには至っていない。したがってベックらの議論をより精緻化するためには、上述したような国家と超国家の影響力が相互に浸透する過程の中で、どういうテーマもしくはどのような条件下で、移民・難民の保護の問題に関して国家と超国家との相互浸透のプラスの側面が生じ、また逆の場合が起きるのかを、さまざまな経験的事例から分節化して分析する必要がある。国際社会学の課題とはまさにこの点にあるのではないだろうか。

［謝辞］本稿作成にあたっては、一橋大学、小井土大学院研究会での議論が大いに参考になった。記して感謝申し上げたい。

［注］

1) 本論文は、トランスナショナル（transnational）とグローバル（global）という概念をナショナルという概念に対比して同義的に用いる。ナショナルという概念が国民国家という枠内における事象を捉えるために用いられる概念であるのに対して、トランスナショナルやグローバルは、国際的な財や資本、および人の移動といった国境を超えた諸事象を把握する際に使用される概念である。それゆえ両方の概念とも、第一義的には国境を越えた諸事象やその関係性に注目して用いられる概念である。本論文が両方の概念を使用するのは、文脈によって両方の語を使い分けることが語感において適切だと考えるためである。トランスナショナルとグローバルの概念の説明に関しては、梶田（2002）を参照されたい。
2) 本論文では、トランスナショナルなアクターが国民国家に圧力を加えることにより移民・難民の人権が保障されるという一連の権利保護の枠組みを「国際人権レジーム」と呼ぶ。
3) 教会関係者 J 氏の指摘。2009 年 7 月 2 日におけるインタビューより。
4) 本ケースの教会アジールは、教会の建物そのものではなく、教会コミュニティが所有する 3 階建てのコミュニティハウスの最上階で行われた。家族は 5 部屋にキッチン、トイレ・バス付きの通常のフラットのようなスペースに仮住いをした。生活上必要としていた食糧、被服、家財道具一式は、家族の友人・知人など支援者らが寄付をした（昔農 2007）。
5) エアフルトにおけるケースは、難民自身が直接に教会に保護を要請した（Frankfurter Rundschau, 12.08.2005）。
6) 全キリスト教会連邦教会アジール連合の調査によれば、教会アジールが 3 カ月以内に終了する割合は 46.6%であった。その一方で、1 年以上にわたり教会アジールが継続されるのは約 30%で、そのうち 4 件が、4 年以上継続的に保護が行われたケースであるという（昔農 2007）。
7) 牧師の H 氏の指摘。2009 年 2 月 21 日におけるインタビューより。
8) 教会アジールでは、毎年十数件から数十件が成功裏に終了する一方で、そのうち数件は、教会アジー

ルが失敗し、難民が地下に潜伏するケースであった。

9) アメリカとラテンアメリカ双方で移民調査を行ったハーガン（Jacqueline M. Hagan）らも、国家の強制送還政策が強化される中で、移民たちは万が一強制送還された場合を想定して、出身国に送金したり、子供のために二重国籍を取得するなど、出身地域とつながりを持つように努めていたとされる（Hagan, Rodriguez and Castro 2011:1377-1379）。

［文献］

Bauman, Zygmunt, 1998, *Globalization: The Human Consequences*, Cambridge: Polity Press.（＝2010、澤田眞治・中井愛子訳『グローバリゼーション――人間への影響』法政大学出版局）

――――, 2000, *Liquid Modernity*, Cambridge: Polity Press.（＝2001、森田典正訳『リキッド・モダニティ――液状化する社会』大月書店）

――――, 2001, *Community: Seeking Safety in an Insecure World*, Cambridge: Polity Press.（＝2008、奥井智之訳『コミュニティ――安全と自由の戦場』筑摩書房）

Beck, Ulrich, 2000, *Was ist Globalisierung?*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.（＝2005、木前利秋・中村健吾監訳『グローバル化の社会学――グローバリズムの誤謬』法政大学出版局）

Bullinger, Heiner, 1995, “Der kleine Diakon,” Martin Pilgram hrsg., *Wir wollen, dass ihr bleiben könnt. Kirchenasyl in Gilching-Ein Beispiel*, Idstein: Kozmi Verlag, 73-81.

Castles, Stephen and Mark J. Miller, 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, 4th edition, London: Macmillan Press.（＝2011、関根政美・関根薫監訳『国際移民の時代 第 4 版』名古屋大学出版会）

Delanty, Gerard, 2000, *Citizenship in a Global Age: Society, Culture, Politics*, Buckingham: Open University Press.（＝2004，佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ――新しい社会理論の地平』日本経済評論社）

Goffman, Erving, 1961, *Asylum: Essay on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, New York: Doubleday & Company.（＝1984、石黒毅訳『アサイラム――施設被収容者の日常世界』誠信書房）

Hagan, Jacqueline M., Nestor Rodriguez and Brianna Castro, 2011, “Social effects of mass deportations by the United States government, 2000-10,” *Ethnic and Racial Studies*, 34(8), 1374-1391.

広田康生、2003、「越境する知と都市エスノグラフィ編集――トランスナショナリズム論の展開と都市的世界」渡戸一郎・広田康生・田嶋淳子編『都市的世界／コミュニティ／エスニシティ』明石書店、14-46.

伊豫谷登士翁、2002、『グローバリゼーションとは何か』平凡社.

Just, Wolf-Dieter, 2003, “20 Jahre Kirchenasylbewegung,” Wolf-Dieter Just und Beate Sträter hrsg., *Handbuch Kirchenasyl*, Karlsruhe: von Loper Literaturverlag, 141-163.

梶田孝道、2002、「国際社会学とは何か」梶田孝道編『国際社会学　第 2 版』名古屋大学出版会、1-22.

小井土彰宏、2003、「移民受入国の政策比較」小井土彰宏編『移民政策の国際比較』明石書店、357-408.

西澤晃彦、2010、『貧者の領域――誰が排除されているのか』河出書房新社.

Ökumenische Bundesarbeitsgemeinschaft Asyl in der Kirche, 2004, *Asyl in der Kirche. Eine Dokumentation*, Karlsruhe: von Loper Literaturverlag.

Sassen, Saskia, 1996, *Losing Control?: Sovereignty in an Age of Globalization*, New York: Columbia University Press.（＝1999、伊豫谷登士翁訳『グローバリゼーションの時代――国家主権のゆくえ』平凡社）

昔農英明、2007、「ドイツの難民庇護政策と教会アジール――国家主権と庇護権との関係性について」『法学政治学論究』73、173-201.

――――、2010、「「ワイルドゾーン」の「民主化」に向けて――ドイツ市民による難民保護活動の事例分析」『年報社会学論集』23、71-82.

塩原良和、2005、『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義』三元社.

――――、2010、「国際社会学」を問い直す――多文化主義研究からの試論」『三田社会学』15 号、71-82.

Soysal, Yasemin N., 1994, *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago: University of Chicago.

Specht, Herbert, 1995, “Erfahrungen mit dem Kirchenasyl in Gilching aus evangelischer Perspektive: Warum Kirchenasyl?,” Martin Pilgram hrsg., *Wir wollen, dass ihr bleiben könnt. Kirchenasyl in Gilching-Ein Beispiel*, Idstein: Kozmi Verlag, 89-96.

田嶋淳子、2003、「トランスナショナル・ソーシャル・スペースの思想――中国系移住者の移動と定着のプロセスを中心に」渡戸一郎・広田康生・田嶋淳子編『都市的世界／コミュニティ／エスニシティ』明石書店、47-79.

樽本英樹、2007、「国際移民と市民権の社会理論――ナショナルな枠と国際環境の視角から」『社会学評論』57(4)、708-726.

Urry, John, 2000, *Sociology Beyond Societies: Mobilities for the Twenty First Century*, London: Routledge.（＝2006、吉原直樹監訳『社会を越える社会学――移動・環境・シチズンシップ』法政大学出版局）

Weidinger, Norbert, 1995, “Ende des Kirchenasyl: Nacht der Entscheidung,” Martin Pilgram hrsg., *Wir wollen, dass ihr bleiben könnt. Kirchenasyl in Gilching-Ein Beispiel*, Idstein: Kozmi Verlag, 129-133.

Zilberg, Elana, 2004, “Fools banished from the Kingdom: remapping geographies of gang violence between the Americas (Los Angeles and San Salvador),” *American Quarterly*, 56(3), 759-779.

（せきのう　ひであき　日本学術振興会）